

## 市民農園

### 技術概要

市民農園とは、「都市住民が余暇活動として行う作物栽培のための農園」(大辞林第二版)であり、その円滑な整備を促進するため、1990年に市民農園整備促進法が公布されている。

### 新都市での導入効果について

新都市や周辺都市の住民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習、癒しなどの効果が期待される。多くの住民が市民農園の利用を通じて、「農」にふれあう機会を持つことは、都市と周辺農村で交流といったライフスタイルや地域循環を実現するために有効である。

### 導入における課題( 対応策 )

市民農園の利用に当たっては、雑草を繁茂させない等、適切に管理・利用する必要があるが、都市住民は、適切に管理するためのノウハウを必ずしも持っていないこと等が課題。

市民農園利用に関する講習会の開催、利用ガイドラインの作成や、新都市周辺の農業者と都市住民の交流促進等により、新都市住民の自然や農に対する知識の醸成を後押しする。

### その他( 導入状況・技術開発等動向・将来見込み等 )

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育などをすすめることが強く求められている。

市民農園の形態としては、都市住民の方々が自宅から通園し利用する日帰り型の市民農園と休日の余暇等を利用して農村に滞在しながら農園を利用する滞在型の市民農園( クラインガルテン )があるほか、近年においては、農業・農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ学校法人、福祉法人等が自ら農地を保有し、農業体験や園芸療法を目的とした学童農園、福祉農園も増加している。

また、農作業を初めて経験する人々や、いろいろな作物を栽培したい人々のために開設者が農作物の栽培の指導や栽培マニュアルの提供等を行う農園や、収穫祭等を開催し都市住民と地域との交流を図るような農園も増加している。

注：各種資料により(株)エックス都市研究所作成